

## 補 足 資 料

### ＜森林環境税(仮称)及び 森林環境譲与税(仮称)ほか＞

#### 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）について

○ 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林経営管理法のこと

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

**1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税]**

納稅義務者等: 国内に住所を有する個人に対して  
課する国税

税 率: 1,000円(年額)

賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて  
賦課徴収

国への払込み: 都道府県を経由して全額を国の  
譲与税特別会計に払込み

その他の: 個人住民税に準じて非課税の範囲、  
減免、納付・納入、罰則等に関する  
所要の措置

**2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]**

譲与総額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲与団体: 市町村 及び 都道府県

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、  
林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正  
 林野率85%以上の市町村 : 1.5倍  
 林野率75%以上85%未満の市町村 : 1.3倍

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分  
使途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や  
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

使途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

**3. 制度創設時の経過措置**

- 平成35年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により対応。
- 平成36年度から平成44年度までの間においては、森林環境税(仮称)の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

# 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ

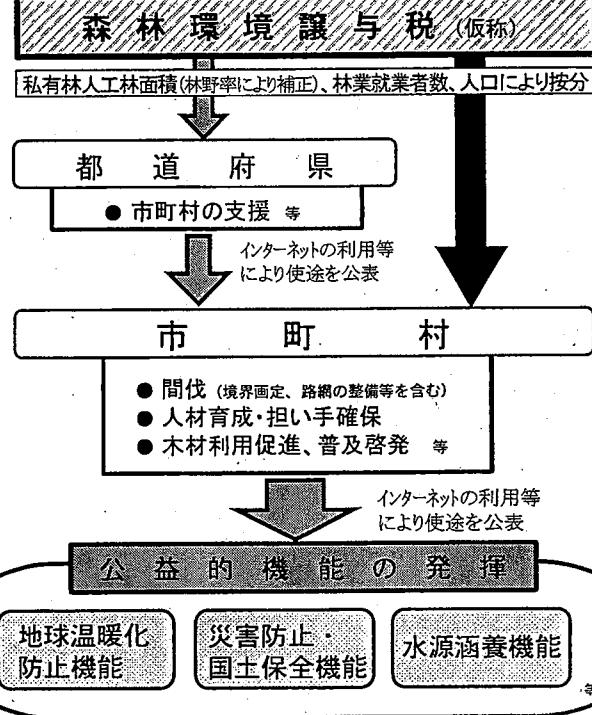
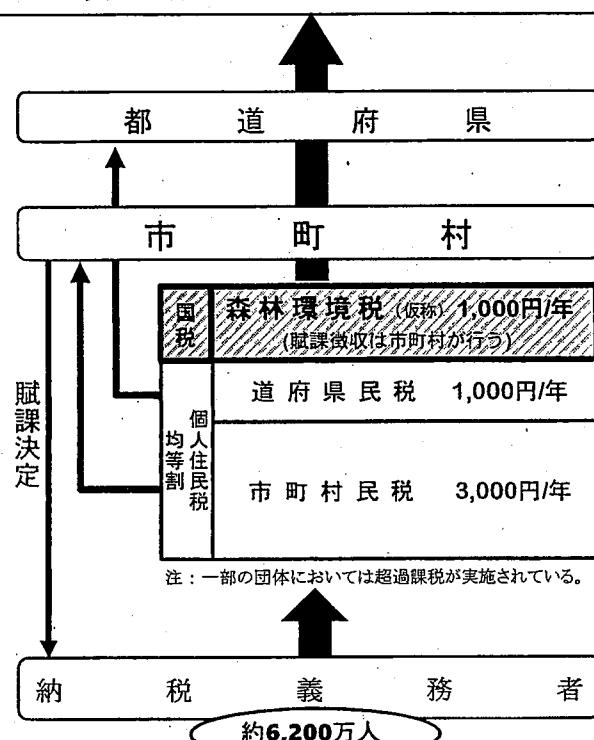
森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

平成31年度から施行

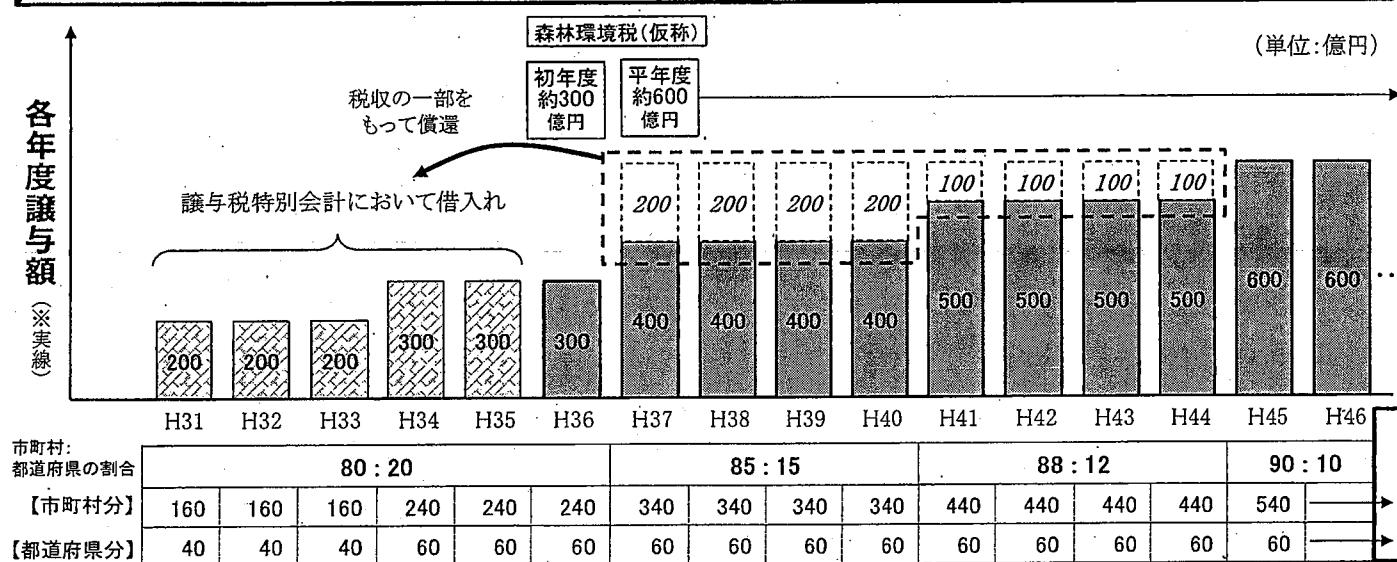
国

交付税及び譲与税配付金特別会計



## 森林環境譲与税（仮称）の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



50% : 私有林人工林面積（林野率により補正）  
20% : 林業就業者数  
30% : 人口

市町村分 ── 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収（約600億円程度）の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

# 一般行政経費（重点課題対応分）における 森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費を計上

地方財政計画に計上している重点課題対応分に、森林環境譲与税（仮称）※を財源として実施する森林整備等の経費200億円を新たに計上する。

※ 温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林經營管理法に基づき新たな森林經營管理制度（市町村が中心となって適切な森林經營管理を推進）が創設されることを踏まえ、2019年度から導入。

## 重点課題対応分

地方の重点課題に対応するため、地方財政計画の一般行政経費において、「重点課題対応分」を計上  
(28~30年度：2,500億円 → 31年度 2,700億円)

### 1 自治体情報システム構造改革推進事業(1,500億円)

- 自治体クラウドの推進、情報セキュリティ対策、マイナンバー関連システムの運用等。

### 2 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進(500億円)

- 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える「地域運営組織」の持続的な運営等に必要な費用。

### 3 森林吸収源対策等の推進(500億円)

- 温室効果ガス排出削減目標の達成等のために継続的に行う林業施策に必要な費用。

### 4 (新)森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等(+200億円(H31))

- 新たな森林經營管理制度を踏まえた事業など、森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備及びその促進に関する費用。

#### 〔経費の内訳〕

市町村：間伐、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
都道府県：市町村による森林整備に対する支援等に関する費用 等

## 森林環境譲与税（仮称）と既存施策の両者による森林整備

- 森林環境譲与税は、自発的施業への支援といった既存施策では必要な森林整備が困難なことを背景に創設されるもので、既存施策とは異なるもの。
- 林業成長産業化のためには既存施策が不可欠であり、森林整備事業予算を確保。

### 森林の公益的機能の發揮

自然的条件に照らして林業經營に適さない人工林  
→森林所有者の自発的施業が困難

多様で健全な森林への誘導が必要

### 林業の成長産業化

自然条件などが良く林業經營に適した人工林

管理コストの低い針広混交林  
(スギや広葉樹が混じり合った森林など) 等へ誘導

使う

林業的利用を積極展開

森林環境譲与税（仮称）による取組と従来の予算事業による取組の双方を推進することにより、一層の森林整備を進めることが必要。

# 森林環境税（仮称）の財源としての考え方

平成30年度税制改正大綱（抜粋）  
(平成29年12月14日 自由民主党、公明党)

## 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

### 4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るために、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する

## 国会における主要な答弁

（平成30年1月24日 衆・本会議）

○質問（枝野幸男議員）

○内閣総理大臣

森林環境税については、パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、今国会に提出予定の森林経営管理法案を踏まえ、創設することとしたものです。

（平成30年4月17日 衆・農林水産委員会）

○質問（小島敏文議員）

○齋藤国務大臣

今回の森林環境税は、所有者の経営意欲の低下等の課題によって、所有者の自発的な施業への支援を基本とする従来の施策のみでは必要な森林整備を進めることができ難い状況だということから、森林経営管理法案を踏まえて、市町村が実施する森林の公的な管理を始めとした森林整備等の財源として創設をされることになっているわけであります。

一方で、御指摘のように、地球温暖化防止に向けて森林吸収源対策を推進するためには、このような森林環境税による取組のみならず、従来施策である国の予算事業によりまして森林整備を進めていくことも不可欠でありますので、私としては、双方の取組を推進するべく、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

## 森林経営管理法 附帯決議

衆議院 農林水産委員会

（平成30年4月17日）

十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとすること。

参議院 農林水産委員会

（平成30年5月24日）

十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税（仮称）については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとし、その使途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとすること。

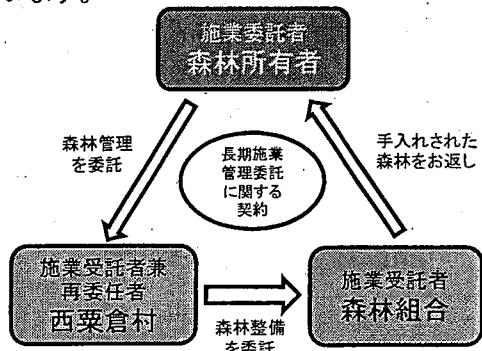
## 参考

### 森林整備の事例紹介 1

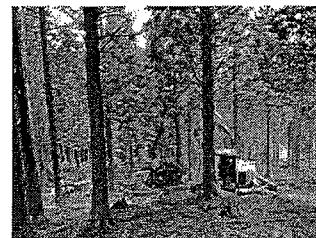
- 森林所有者の経営意欲の低下等により適切な整備がなされず、民間事業者による施業が期待できない森林において、間伐等の森林整備を行い、森林の機能を回復します。森林整備に必要な所有者への働きかけや境界の明確化などを行います。
- また、地域の実情に応じて、管理放棄された里山林の整備や竹林の伐採・除去活動、荒廃農地の森林化など、地域の実情に応じて健全な森林を育成します。

#### 事例1：百年の森林創造事業【岡山県西粟倉村】

- 村と森林所有者、森林組合が長期施業管理に関する契約を締結して森林整備を行います。
- 町の主導で間伐を進めるとともに、間伐材を村内の薪ボイラー燃料温泉施設等を供給し、利益を山元に還元しています。



「百年の森林構想」のモデル林



森林施業の様子

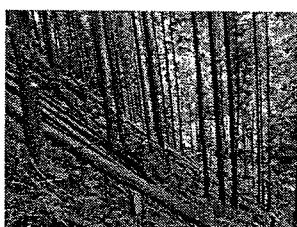
## 森林整備の事例紹介 2

### 事例2:手入れ不足の人工林の解消【奈良県天川村】

- 手入れ不足の私有林の間伐に村が定額を助成。
- この助成により、森林の公益的機能の向上のみならずこれまで所有林への関心が薄かった小規模森林所有者の施業意欲が高まり。



(事業実施前)



(事業実施後)

### 事例3:集落単位で森づくり【愛知県豊田市】

- 集落単位で「地域森づくり会議」を開催し、境界確認や間伐を実施。
- 集落単位で団地化を進めることにより、無関心層を取りこんだ面的な間伐が可能になっている。



地域森づくり会議の様子



境界確認の様子

### 事例4:放置・侵入竹林の整備【富山県氷見市】

- 市内の竹林を薬剤により確実に駆除することにより良好な里山環境を整備します。
- イノシシの生息に必要な餌資源を排除することにより、農業被害の発生等を防止します。



穴開け



薬剤注入



穴ふさぎ



(竹が繁茂し周囲に拡大している)



(竹が枯れ林内が明るくなった)

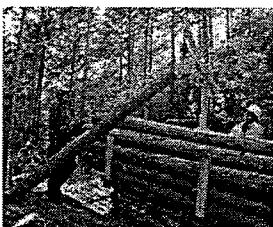
## 担い手の育成の事例紹介

参考

- 森林整備を進めるためには現場作業に携わる林業従事者の育成・確保が必要です。森林整備には多岐にわたる作業があり、これらの作業に必要な知識を学び、チェーンソーや林業機械の操作などの技術を身につけるには相応の時間を要します。
- このため、林業への就業を希望する方や林業に興味のある一般の方を対象にした研修による担い手育成や、安全装備の支援などによる労働災害の防止を図ります。

### 事例5:担い手育成と間伐推進をセットで推進〈高知県佐川町〉

- 担い手を育成するために、地域おこし協力隊制度の活用と町民対象の研修会などを実施。
- 個人で管理できなくなった森林を多面的機能の維持・回復の観点から町が管理。
- 町が管理する森林の施業を、地域おこし協力隊任期満了者や永続的な森林経営を志す林業者に委託。



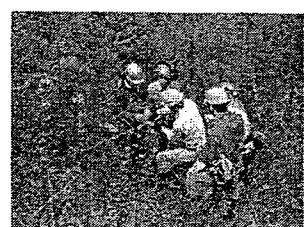
地域おこし協力隊の活動の様子



研修会の様子

### 事例6:林業を志す人への研修〈石川県金沢市〉

- 林業に従事する意欲のある方を対象に、年間40日程度、2年間の研修を実施。
- 研修修了生の所有森林の手入れが進むとともに、請負による施業も推進されています。



雪起こしの実習



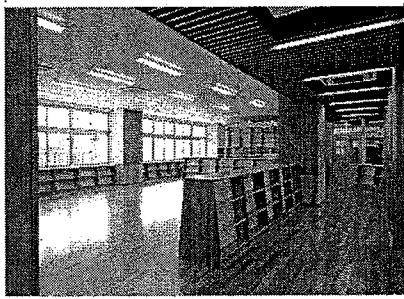
原木しいたけの栽培実習

## 木材利用の事例紹介

- 森林環境譲与税(仮称)では、森林整備の促進に関する費用として、木材利用の促進や普及啓発も位置づけられています。
- また、木材には、断熱性が高い、調湿作用がある、目に与える刺激が小さい、香りが良いといった優れた特徴があります。したがって、木材を利用して快適な空間を提供することは、森林整備の促進に資することはもとより、教育や医療現場、オフィスの職場環境などにもよい影響を与えると考えられます。

### 事例1:友好都市で生産される木材を活用した公共建築物の整備【東京都板橋区と栃木県日光市】

- 両区・市は「みどりと文化の交流協定」を締結。市内に「板橋の森」を設定し、小学生が交流。
- さらに「木材使用と環境教育の覚書」も締結し、区立小中学校の改築において、日光市産のスギやヒノキを活用。



### 事例2:中学校教室の机天板【奈良県吉野町】

- 町立中学校で地元産ヒノキ材の机を導入。
- 生徒がワークショップにより自ら組み立て、在学時を通じて使用。卒業時は天板部を外して卒業生に贈呈し、脚部はリユース。



## 森林環境教育の事例紹介

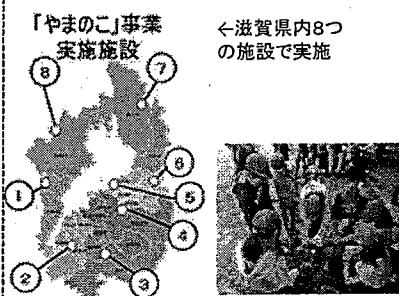
参考

森林環境教育は、森林での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める取組です。

小学校では、総合的な学習の時間等を活用して、全国各地で地域の特色を生かした取組が進められています。

### 事例1:県内小学生全員が自然体験 (滋賀県)

- 県下8箇所の森林環境教育施設とその周辺森林で小学校4年生全員が自然体験('やまのこ'事業体験学習)。
- 県は施設に対して、専任指導員設置経費、学習活動資機材整備費などを支援。



### 事例2. 都市と山村との交流 (東京都世田谷区と群馬県川場村)

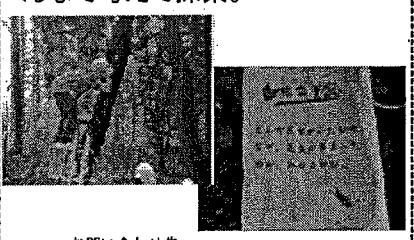
- 利根川上流の村民と下流の区民の連携による森林の保全・育成を進めるため、「友好の森事業に関する相互協力協定」を締結。
- 世田谷区立小学校全校5年生が2泊3日で参加し、80haの森林をフィールドとして森林作業等を行っている。



友好の森事業のフィールドにおける活動

### 事例3. 国有林を活用した自然体験 (林野庁近畿中国森林管理局)

- 林野庁近畿中国森林管理局箕面森林ふれあい推進センターが小学生を対象として体験学習プログラム('森の探検隊')を実施。
- センターの職員や森林インストラクターのサポートを受けながら、各ポイントにある「指令書」と「ヒント」をもとに、班のみんなで考えて探索。



お問い合わせ先:

箕面森林ふれあい推進センター

大阪市北区天満橋1丁目8-75 電話:050-3160-6745